

## 7-3. 排出枠の繰り越し制限

排出枠の次期約束期間への繰り越し(carry over)に際しては、国際ルールの各種の制限がある。これらの制限は、京都メカニズムを活用しようとする国に対する制限であるが、事業者も間接的に影響を受けることが想定される。

## ERUの繰り越し制限

- ◆ JIプロジェクトで取得したERUについては、初期割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
- ◆ RMUから変換されたERUは繰り越すことができない  
[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>16</sup>15(a),p61]

## CERの繰り越し制限

- ◆ CDMプロジェクトで取得したCERについては、初期割当量の2.5%までしか繰り越すことができない  
[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>16</sup>15(b),p61]

## RMUの繰り越し制限

- ◆ RMUについては、繰り越すことができない  
[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>16</sup>16,p61]

## 参考：日本のERU、CERの繰り越し上限

日本の初期割当量(P1参照)は57億9600万t(CO<sub>2</sub>換算)と算定できる。したがって、(57億9600万t) × (2.5%) = 1億4490万t-CO<sub>2</sub>が、第1約束期間の調整期間末における日本のERU及びCERの繰り越し上限となる。

- ◆ AAUには繰り越し制限はない[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>16</sup>15(c),p61]

## 7-4. 国が不遵守の場合の制限

- ◆ 第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、結果として国が京都議定書の不遵守(「総排出量」>「総排出枠」となった場合、その国の承認を得て参加している事業者は、以下のような制限がかかることになる[決24/CP7 ANX-XIVハ<sup>15</sup>5,Ad3-p76]
  - ☞ 国としての排出枠の移転資格が停止される(事業者も同様)ため、海外への排出枠の移転(売却等)ができなくなる
  - ☞ 個別の事業者が余剰の排出枠を持っていたとしても、次期約束期間に繰り越すことができない
- ◆ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分(排出超過分)について、1.3倍した量の排出枠が、次期約束期間の排出枠から差し引かれる[決24/CP7 ANX-XVハ<sup>15</sup>5(a),Ad3-p76]

## 8. 排出枠の管理方法

※主に京都議定書第7条第4項に関連する事項

### 8-1. 国別登録簿

◆ 先進国(附属書 I 国)各国は、排出枠の発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、**国別登録簿**(national registry)を設立、運営することが必要[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>17,p61]

☞ 各国は国別登録簿管理者において国別登録簿を運営する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>18,p61]

↳ 複数の国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

↳ 日本の国別登録簿の管理者は未定

☞ 国別登録簿は、標準化されCDM登録簿(P47参照)や取引ログ(P48参照)とデータ交換が容易なデータベース[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>19,p61]

↳ データベースの構造、様式等についてはCOP8(2002年10月)で決定する予定[決19/CP7 パ<sup>°</sup>1,p55]だったが、引き続き検討中

◆ 国別登録簿には排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>21,p61]

#### ①(政府用)保有口座

政府(国)の保有する排出枠を入れる口座(holding account)。排出枠を取得した場合にはこの口座に入れ、排出枠を移転、取消、償却する場合にはこの口座から出す。

#### ②(法人用)保有口座

国が承認する事業者等の保有する排出枠を入れる口座(holding account)。排出枠を取得した場合にはこの口座に入れ、排出枠を移転、取消、償却する場合にはこの口座から出す。

#### ③(吸収源活動関連)取消口座

国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合(P53参照)、排出分に見合う排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

#### ④(不遵守関連)取消口座

前期約束期間において国が不遵守だった場合、排出超過分の1.3倍の排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

#### ⑤(その他関連)取消口座

③④以外の理由(自主的な取消等)によって排出枠を取り消すための口座(cancellation account)

#### ⑥償却口座

数値目標の達成のために用いる排出枠を入れるための口座(retirement account)。第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、総排出量に見合う排出枠が償却口座に入っていることが必要。

[案/CMP1 ANXハ<sup>°</sup>14, p60]

☞ ①②③⑤については、それぞれ、複数の口座が設けられることもある

☞ ③④⑤⑥については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、全ての口座に国コード、口座番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>°</sup>22,p62]

◆ 取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>°</sup>35,p64]

◆ 償却口座に入れられた排出枠は、移転、次期約束期間への繰り越しはできない[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>°</sup>35,p64]

**排出枠の識別番号(serial number)** ※以下はイメージ

- ◆ 排出枠にはそれぞれを区別できるよう、1t-CO<sub>2</sub>毎に識別番号が付される
- ◆ AAUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>ラ</sup>24,p62]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号
01	JP	AAU	0000000001

- ◆ RMUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>ラ</sup>27,p63]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	吸収源活動 タイプ
01	JP	RMU	0000000001	AF

☞ 吸収源活動には新規植林(afforestation)、再植林(reforestation)、森林経営(forest management)等の区分がある(P52参照)

- ◆ ERUには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(7条4項)ANXハ<sup>ラ</sup>29,p63]

約束期間 番号	発行国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	プロジェクト 特定番号
01	RU	ERU	0000000001	001

☞ どのAAU、RMU(吸収源活動の定義含む)が転換されたかわかるようにしておくことが必要

- ◆ CERには、それぞれ以下のような識別番号が付される[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>7, p48]

約束期間 番号	ホスト国コード (ISO3166の二桁記号)	排出枠タイプ	番号	プロジェクト 特定番号
01	CN	CER	0000000001	001

- ◆ それぞれの排出枠は、各国別登録簿内の一つの口座(P45参照)のみに存在し、複数の口座に存在することはない[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>ラ</sup>20,p61]

**国別登録簿による情報公開**

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する  
[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>ラ</sup>44~48, p67]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

- ◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

- ◆ 排出枠の総量に関する情報

☞ 発行、保有、取得、移転(移転先情報含む)、取消(理由別)、償却、繰り越しのそれぞれ総量等

- ◆ 口座別の排出枠保有状況

☞ 各口座別の年初及び現在の排出枠の保有量

- ◆ JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書(P35、36参照)

- ◆ 国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

## 8-2. CDM登録簿

◆ CDMプロジェクトによるCERの、発行、保有、移転、途上国(非附属書 I 国)による取得等を正確に実施するため、CDM登録簿(clean development mechanism registry)を設立、運営する[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>1~2, p47]

☞ CDM登録簿は、CDM理事会(P10参照)が設立する

☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、CDM登録簿管理者(CDM registry administrator)が運営する

☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や取引ログ(P48参照)とデータ交換が容易な電子データベース

☞ データベースの構造、様式等についてはCOP8(2002年10月)で決定する予定[決19/CP7ハ<sup>ラ</sup>1,p55]だったが、引き続き検討中

◆ CDM登録簿はCERの発行、保有、取消等を行うため、以下に示すタイプの口座が設けられる[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>3, p47]

## ①(CDM理事会用)保留口座

発行されたCER(P21参照)を最初に入れる口座(pending account)。CERは、この口座から国別登録簿等に移転される。

## ②(非附属書 I 国用)保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 I 国の保有するCERを入れる口座(holding account)

## ③取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する排出枠を入れて、取り消す(P21参照)ための口座(cancellation account)

## ④(収益の配分用)口座

発行されたCERのうち、収益の一部(share of proceeds、P21参照)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

☞ ②③④については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある

☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号) / 組織識別コード、及び口座を特定するための識別番号が付される[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>75, p47]

◆ 取消口座に入れられた排出枠は、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

◆ それぞれのCERは識別番号(P46参照)が付され、CDM登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>74, p47]

## CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する[案/CMP1(12条)ANX APX-Dハ<sup>ラ</sup>79~12, p48]

## ◆ 口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

## ◆ CER等の総量に関する情報

☞ 発行、移転(移転先情報含む)されたCERの総量、取り消された排出枠の総量等

## ◆ 口座別のCER保有状況

☞ 各口座別の年初及び現在のCERの保有量

## ◆ CDMプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、CER発行年、関与した運営組織名、公開すべき報告書(P19、20参照)の電子ファイル

## 8-3. 取引ログ

- ◆ 気候変動枠組条約事務局は、排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)の発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、取引ログ(transaction log)を設立、運営する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>5</sup>38, p65]

- ☞ 取引ログは、国別登録簿(P45参照)やCDM登録簿(P47参照)とデータ交換が容易なシステム
  - ☞ システムの技術基準等についてはCOP9(2003年12月)前までの決定を目指す[決24/CP8 パ<sup>5</sup>3]
  - ☞ 取引ログは、COP10までの設立を目指す[決24/CP8 パ<sup>5</sup>3]

- ◆ 取引ログでは、以下のようなチェックを行う[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>5</sup>42, p65]

## ① 排出枠に関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し等)に対するチェック

- ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない排出枠でないかどうか
- ☞ 不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞ 事業者等の場合、参加が承認(P42参照)されているかどうか

## ② 登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムに対する国の参加資格が満たされているかどうか(P42参照)
- ☞ 排出枠の供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか(P39参照)

## ③ 吸収源活動CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞ CERの取得上限(P43参照)を超えていないか

## ④ CERの償却に対するチェック

- ☞ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

- ◆ 排出枠の処理を行おうとする登録簿は、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>5</sup>41, p65]

- ☞ 取引ログは自動的なチェックを行い、問題がなければその旨を国別登録簿(移転の場合はその受け手を含む)に通知する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>5</sup>43(c), p66]

- ◆ 排出枠の処理が完了した時点で、登録簿(移転の場合はその受け手を含む)から取引ログに通知する

- ☞ 移転の場合は、出し手と受け手がお互いに相手の国別登録簿に対し通知を行う

- ◆ 取引ログは全ての処理と処理完了日時を公開する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>5</sup>43(d), p66]

## 参考: 取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

- ☞ 排出枠の処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題は気候変動枠組条約事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく検討の対象となる。
- ☞ 問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく排出枠は必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない
  - ☞ その排出枠の処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要

## 8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

## (1) AAUの発行

## ①初期割当量算定のための報告書の提出

◆当該国が、排出量(及び初期割当量)の算定を行える能力があることを示すために、2部構成の報告書を気候変動枠組条約事務局に提出する[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>76,p58]

☞ 2007年初、又は京都議定書が当該国に対して効力を生じてから1年後のどちらか遅い時点まで[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>72,p56]

報告書第一部[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>77,p58]

- ☞ 基準年(1990年又はそれ以外の認められている年)から入手可能な直近年までの、完全な排出量及び吸収量目録(インベントリー)
- ☞ HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>について選択した基準年
- ☞ 京都議定書第4条に基づいて、複数の国が共同で目標を達成することに合意した場合の内容
- ☞ 排出量及び吸収量目録に基づいて計算された初期割当量

報告書第二部[案/CMP1(7条4項) ANXハ<sup>°</sup>78,p58]

- ☞ 約束期間リザーブ(P39参照)の計算
- ☞ 吸収源活動に関する計算に用いる樹木の高さ等の最低値(P52参照)、これまで国際機関に報告してきた値との一貫性についての説明
- ☞ 3条4項の吸収源活動として選択した対象(P52参照)、対象地の特定方法
- ☞ 吸収源活動からの吸収増大量を毎年算定するか、約束期間全体でまとめて算定するかの特定
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収量の推計のための国内制度についての説明
- ☞ 国別登録簿に関する説明

## ②専門家による内容審査

◆京都議定書第8条に基づいて専門家が内容審査を行い、問題がなければAAUを発行できる

排出量目録の内容審査は、京都メカニズムの参加資格の一つ(P42参照)

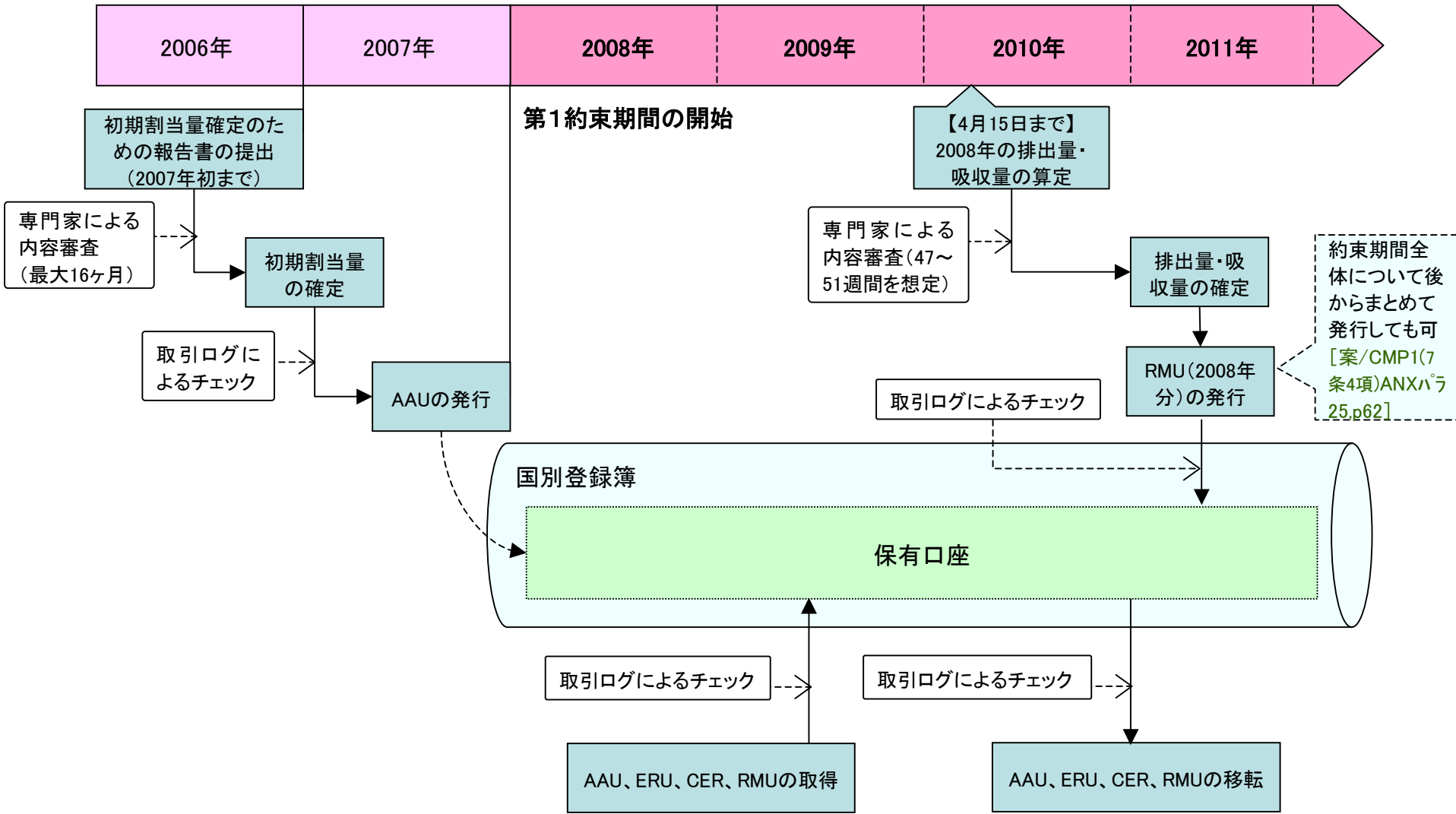
☞ 第1約束期間については、吸収量目録の内容審査は参加資格としない

## ③AAUの発行

◆国別登録簿の保有口座に発行する  
☞ あらゆる取引を開始する前に完了すること

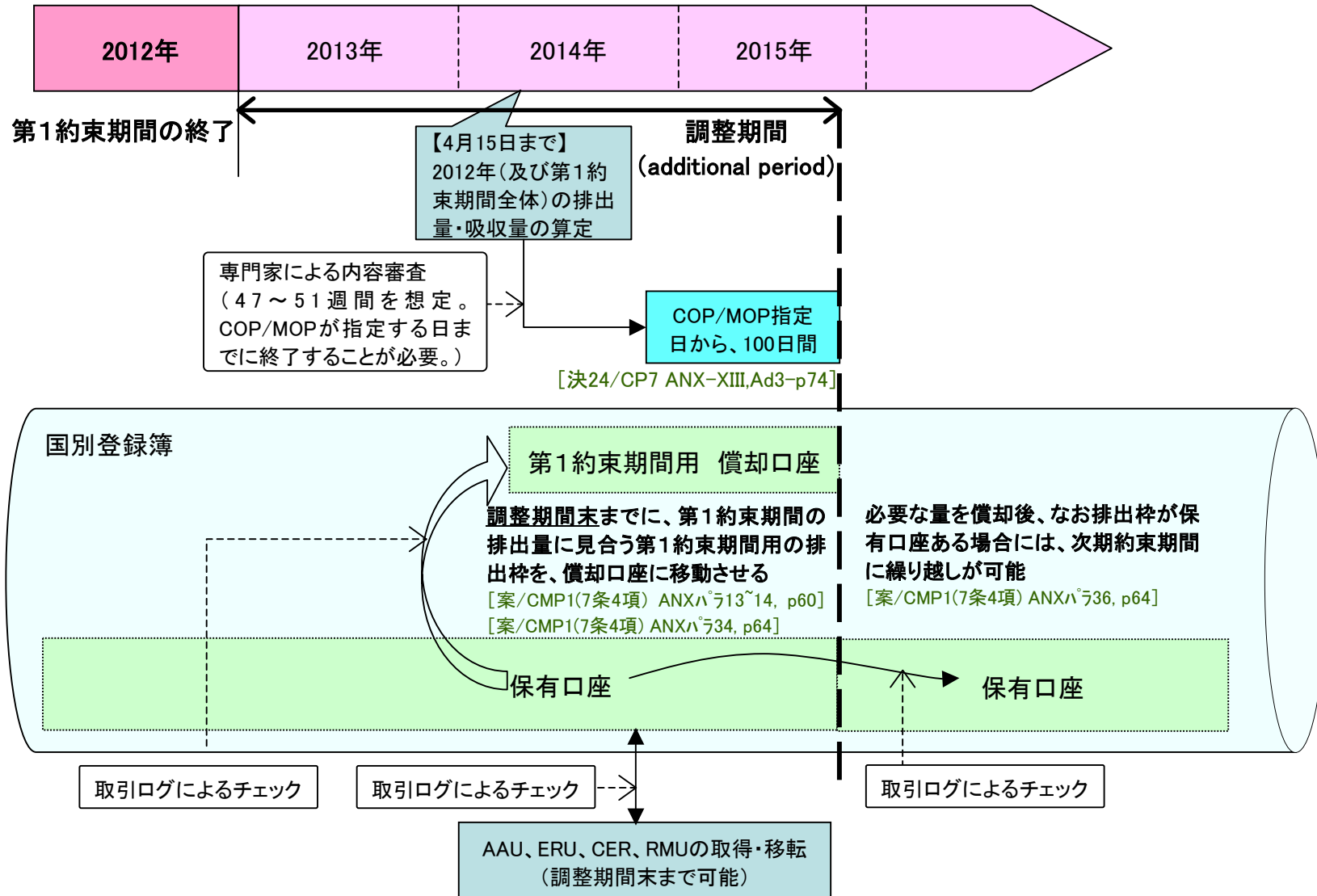
8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

(2) 排出枠の発行、取得・移転の流れ



8-4. 排出枠の発行、取得・移転、償却、繰り越しの流れ

(3) 排出枠の償却、繰り越しの流れ





## 8-5. 【参考】吸収量の計上方法

## 吸収源活動の定義

◆吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある[案/CMP1(LULUCF) ANXハ<sup>ラ</sup> 1,Ad1-p58]

☞ 3条3項の活動及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象

## 3条3項

☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率がその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

## 新規植林(afforestation)

☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

## 再植林(reforestation)

☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

## 森林減少(deforestation)

☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

## 森林経営(forest management)

☞ 森林の関連する生態的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

## 農地管理(cropland management)

☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

## 放牧地管理(grazing land management)

☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

## 植生回復(revegetation)

☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

## 3条4項

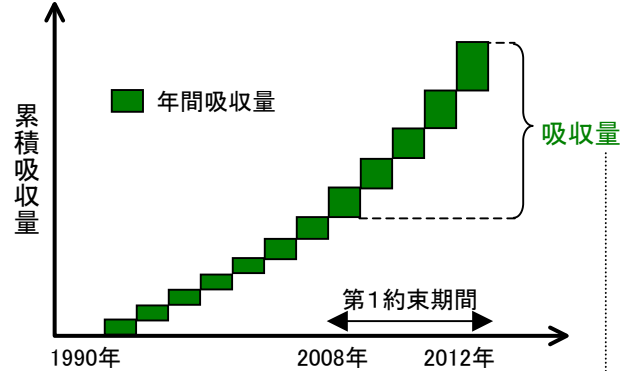
☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として計上するものを選択できる[案/CMP1(LULUCF) ANXハ<sup>ラ</sup>6,Ad1-p59]

☞ 各活動によって吸収量の計上方法が異なる(P53、54参照)

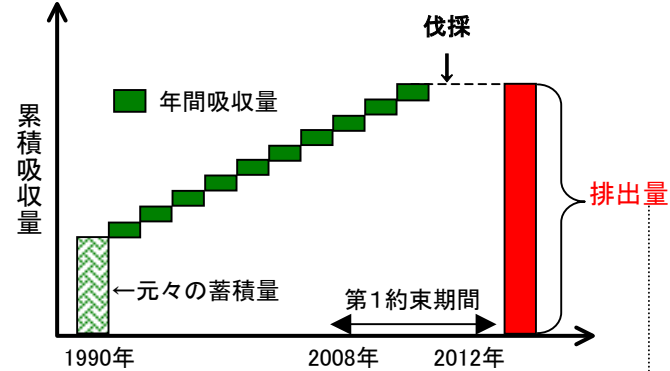
吸収量の計上方法(3条3項、3条4項の森林経営)

- ◆1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ17,Ad1-p61]
  - ◆上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる[案/CMP1(LULUCF) ANXパラ10,Ad1-p60]
  - ◆3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を計上できる。なお計上できる量は各国毎に上限が決まっている[案/CMP1(7条4項)ANXパラ28,p63] [案/CMP1(LULUCF) ANXパラ11,Ad1-p60]
- ☞ 上限はJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

新規植林・再植林(3条3項)における吸収量の考え方



森林減少(3条3項)における排出量の考え方



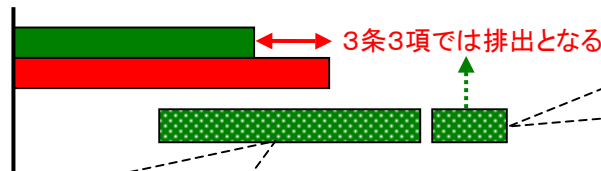
第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が純吸収の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量  
森林減少(3条3項)排出量



第1約束期間において新規植林・再植林・森林減少(3条3項)が純排出の場合

新規植林・再植林(3条3項)吸収量  
森林減少(3条3項)排出量  
森林経営(3条4項)吸収量



3条3項で排出となった分については、森林経営(3条4項)による吸収量により相殺できる  
☞ただし相殺できるのは900万t-C(3300t-CO<sub>2</sub>)/年が上限

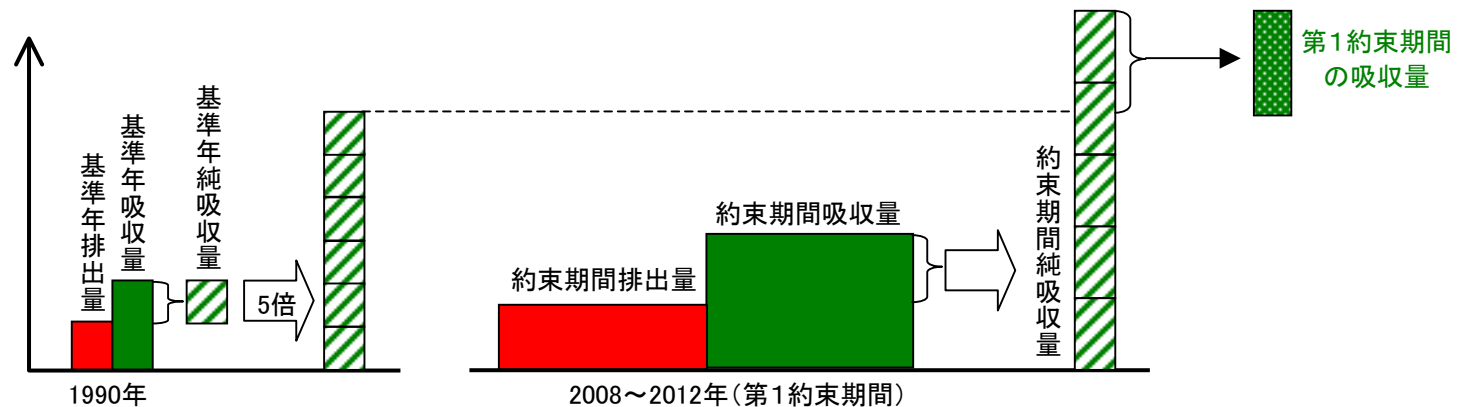
森林経営(3条4項)による吸収量は各国毎に上限が決まっている(日本の上限についてはP43参照)  
☞3条3項で排出となった分を相殺した量を除く  
☞森林経営JIプロジェクトによるERU発行分を含む

### 吸収量の計上方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復) [案/CMP1(LULUCF) ANXパナ9,Ad1-p59]

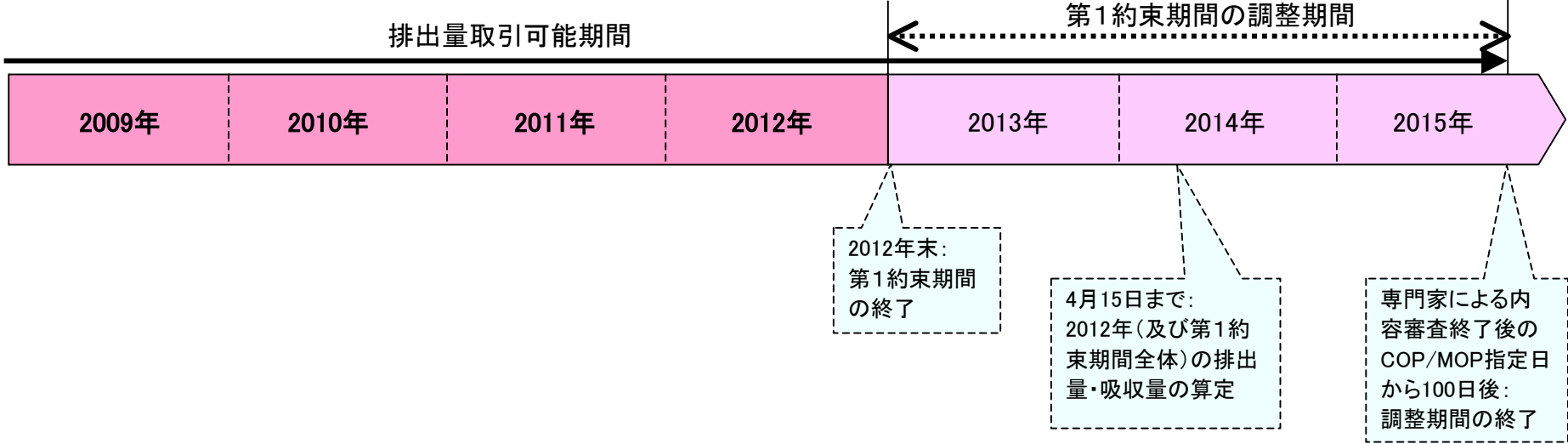
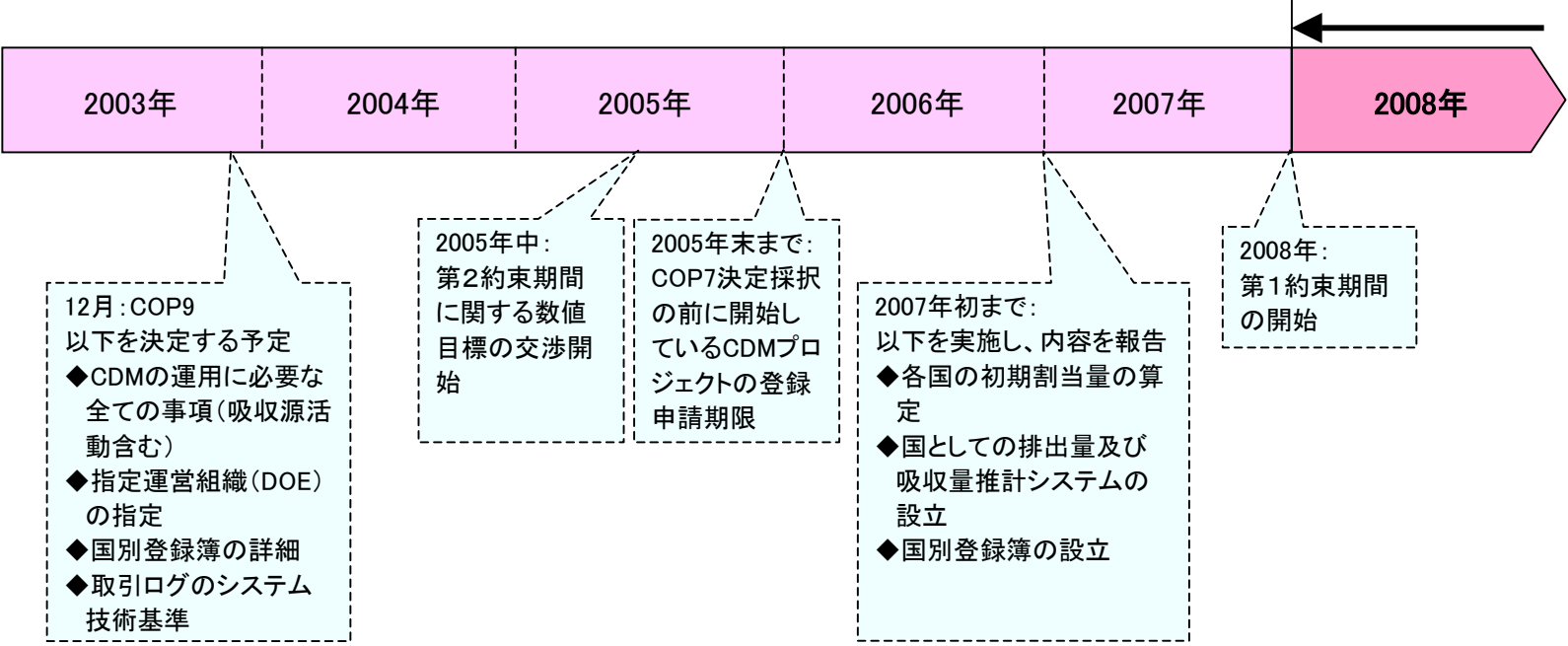
- ◆対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する①
  - ◆対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を計上する②
  - ◆①と②を比べて、②の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として計上する
- ☞ ネット・ネット方式と言われる

①基準年における純吸収量を算定し5倍

②第1約束期間における純吸収量を算定



# 9. 京都メカニズムに関する今後の予定



## 10. 用語

略語	正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位(初期割当量の一部)
ARD	Afforestation, Reforestation and Deforestation	新規植林、再植林、森林を減少させること
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム(低排出型の開発の制度)
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
COP	Conference of the Parties	(気候変動枠組条約の)締約国会議
COP/MOP	the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	Executive Board	(CDM)理事会
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位(JIの実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)
JI	Joint Implementation	共同実施
LULUCF	Land Use, Land Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM

## 文書名の略称と正式名

本資料内略称例 [ ]内	対応する正式文書名	
決10/CP7 前文	Decision 10/CP.7 前文	<p>【ページ番号について】 p20といった場合は、「FCCC/CP/2001/13/Add.2の20ページ」を示す。Add.2以外の場合(例えばAdd.3の30ページ)は、Ad3-p30と記述している。</p> <p>なお、ページ番号を付けているのは「FCCC/CP/2001/13/Add.1~4(マラケシュ・アコードの正式文書)」のみである。</p>
決10/CP7 パラ1	Decision 10/CP.7 パラ1	
案/CMP1(〇〇) パラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇)パラ1	
案/CMP1(〇〇) ANXパラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇) ANNEX パラ1	
案/CMP1(〇〇) APX-Aパラ1	Draft decision -/CMP.1(〇〇) APPENDIX A パラ1	
EB7報告	Executive Board of the CDM, 7th meeting report	
<p>複数パラに渡る場合は「~」で範囲を示している。 ANXはAnnex、APXはAppendix、ATTはAttachmentの略。同様に、ANX-1はAnnex 1、APX-AはAppendix A、ATT-AはAttachment Aの略。</p>		



**環境省地球環境局地球温暖化対策課**（国際対策室）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-8330(直通) FAX:03-3580-1382

URL:<http://www.env.go.jp/>

京都メカニズムコーナー

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/index.html>)